

# 「広域的連携等推進協議会」設置の経過

## 京都水道グランドデザイン (H30.11 策定)

- 国の「新水道ビジョン」を踏まえ、都道府県版水道ビジョンとして策定
- 平成27年度から、市町村や外部有識者と熟議を重ね策定
  - グランドデザイン検討委員会(外部委員8名) 7回開催
  - 市町村水道事業連絡会議(圏域別会議) 27回開催
  - テーマ別検討グループ会議(市町村職員) 8回開催

- ◆ 将来にわたる安心・安全な水道水の供給体制を築くため、府内全域の水道事業の方向性を示す

3つの視点	8つの取組項目
1 安全性の保証	① 水源管理 ② 水質管理の向上 ③ 水道未普及地域等の対応
2 危機管理への対応	① 耐震化計画・アセットマネジメント ② 応急給水体制・応急復旧体制
3 持続性の確保	① 人材育成・技術継承 ② 中長期的視点の経営 ③ 公民連携の推進

まずは水道事業者が個別に取組

- ◆ 事業者単独では解決困難な課題について、**広域連携・広域化による解決を目指す**
  - ・ 府域を3つの圏域(南部・中部・北部)に分け、**協議会を設置して広域連携・広域化の検討**に取り組む

- ◆ 市町村水道事業連絡会議(圏域別会議) 14回開催
  - ・ 水道事業に関する情報交換、施設の相互訪問、広域連携等に関する意見交換や研究、水道事業の将来展望に関するワークショップ等

## 水道法の改正 (R元.10 施行)

### 改正の概要

法律の目的 水道を計画的に整備 → 水道の基盤を強化

- |              |           |
|--------------|-----------|
| 1 関係者の責務の明確化 | 2 広域連携の推進 |
| 3 適切な資産管理の推進 | 4 官民連携の推進 |
| 5 工事事業者制度の改善 |           |

- ◆ 都道府県は水道事業者等との間の広域的な連携を推進するよう努めなければならない (法 第二条の二)
- ◆ 都道府県は国の基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、**水道基盤強化計画**を定めることができる (法 第五条の三)
- ◆ 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする**協議会(広域的連携等推進協議会)**を設けることができる (法 第五条の四)

### ◆ 「水道広域化推進プラン」策定の要請

経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取組を進めていくため、都道府県に対し令和4年度末までの策定及び公表を要請 (平成31年1月25日付け総務省、厚生労働省通知)

## 京都府水道事業広域的連携等推進協議会 (令和元年10月設置)

# 広域連携・広域化検討の今後の展開

- ◆ 今後、「幹事会」を開催し、将来の事業統合なども含めた様々な選択肢に対して調査・研究、検討を行う
- ◆ 首長等による「協議会」を開催し、広域化等に関する方針表明(合意形成)
- ◆ 令和4年度までに策定が求められている「水道広域化推進プラン」について、市町村とともに検討を進める。

